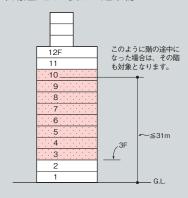
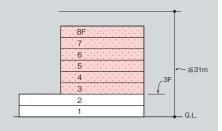
非常用進入口

建築基準法では、建物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階には、火災時などの非常用進入口の設置が義務づけられています。(ただし、非常用エレベーターがある場合、または非常用進入口に代わる進入口がある場合には、適用を除外されます。)

◆非常用進入口、またはそれに代わる進入 口を設ける場合には、ともに開口部が 必要となります。

非常用進入口を要する建築物

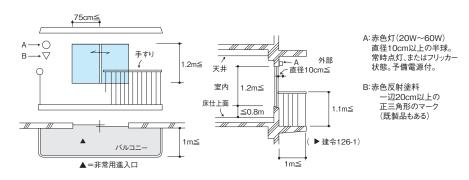




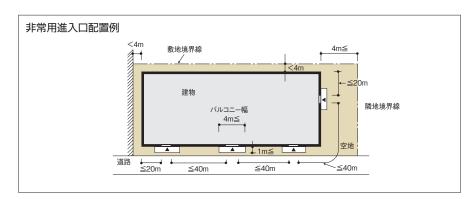
(凡例) 非常用進入口を 必要とする階

非常用進入口(バルコニー付き)

●進入口は、幅75cm以上、高さ1m20cm以上、床面から80cm以下に設ける。 また、進入口外部に、奥行1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設ける。

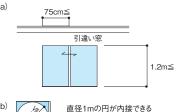


●進入口は、道または道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面に設ける。 進入口の間隔は40m以下とする。



非常用進入口に代わる進入口(バルコニーなし)

道または道に通ずる幅員4メートル以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合は、非常用進入口の設置義務から除外されます。





直径1mの円が内接できる 窓であれば窓の形は自由。 但し、格子付き、厚板ガラス FIXなどは不可

a)、b)のうち どちらでもよい

